

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K04392

研究課題名(和文)「景観まちづくり史」研究の概念構築と体系化に関わる基礎的研究

研究課題名(英文) Basic study on concept and framework of studies about "history of streetscape conservation activities"

研究代表者

松井 大輔 (MATSUI, Daisuke)

新潟大学・自然科学系・准教授

研究者番号：80709816

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では行政・市民による景観保全の取組と景観の変容を一括して「景観まちづくり史」と定義する。それぞれの分析を通して、一つの研究分野としての概念構築と体系化を検討する基礎的情報の収集に試みた。結果、「景観まちづくり史」研究では事業検証や課題抽出、改善点の導出等の視点を持つことが重要と指摘できる。また、住民活動と景観変容を主軸に置くことで住民と行政の関係性の変化は検証しやすくなることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政・住民による景観保全の取組は、開始から50年以上が経過しようとしているものの、近過去の事象であるため体系的な研究の蓄積がなされているとは言い難い。本研究は、都市計画やまちづくりに関わる歴史研究の一分野としての「景観まちづくり史」の展開可能性を、行政・住民双方の「景観まちづくり史」の事例分析から検証したものであり、今後の同分野の研究展開のスタートとして、その学術的・社会的意義は大きいと考える。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify requirements for considering concept and framework of "history of streetscape conservation activities". We defined history of conservation activities by municipalities and residents and transformation of streetscape collectively as "history of streetscape conservation activities" in this study. It is important to have clear viewpoints such as project verification, problems sampling and derivation of improvement on the research of "history of streetscape conservation activities". In addition, putting residents' activities and transformation of streetscape on main stream of this type studies prompt relationship between municipalities and residents to be verified.

研究分野：都市計画

キーワード：景観まちづくり 景観計画 官民協働 歴史的景観 町並み保存 景観紛争 景観変容

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

金沢市伝統環境保存条例(1968)や京都市市街地景観条例(1972)など、先進都市における景観条例の誕生から約 50 年が経過した。一方、市民による景観保全活動も妻籠を愛する会(1968)や今井町を保存する会(1971)などがその先駆けであり、同様に 50 年が経過しようとしている。この間、重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)制度や登録文化財制度の創設、景観法や歴史まちづくり法の施行など、国も法制度の充実を進めてきた。現在、重伝建地区は計 100 地区を超え、景観法に基づく景観計画も 600 を超える自治体で策定されている。景観保全に対する行政・市民の理解は、当初の 1960 年代後半から大きく深化したと言える。

しかし、景観保全の 50 年は決して平坦な道ではなかった。経済優先の社会や私有財産の制限を嫌う市民感情などの影響を受けて実現に至らなかった考え方や仕組み、活動も多く存在する。近年は、景観保全を取り巻く社会的環境は大きく変化したため、これまでは目の目を見てこなかった取り組みが実現へと転じる可能性を指摘できる。さらに、景観まちづくりの歴史の中には、現在の景観保全の課題を改善するための示唆が含まれている可能性もあるだろう。本研究では、景観保全に関わる制度の創設経緯や運用実態、市民活動の歴史的経緯、その結果としての景観変容を一括して「景観まちづくり史」と定義し、それぞれの調査・分析を通して「景観まちづくり史」を研究することの意義を検討し、「景観まちづくり史」研究の概念整理と新たな研究分野としての体系化のための基礎的な情報を得ることに試みる。なお、景観保全の中でも、特に長い歴史を有する歴史的景観保全に関わる取り組みを本研究の主な対象とした。

## 2. 研究の目的

本研究は、以上のような背景を踏まえて、以下のように目的を設定した。

### (1) 行政による景観保全に関わる諸制度の歴史的経緯

国の法制度及び各自治体における景観保全に関わる条例や計画の成立過程、展開経緯、運用実態などを明らかにする。

### (2) 市民による景観保全活動の歴史的経緯

景観保全を目的としたまちづくりの経緯について、活動主体の変化、活動のプロセス、促進・阻害要因を明らかにする。研究代表者のリサーチフィールドを主な対象とし、必要が生じた場合は他の都市・地区を追加する。

### (3) 景観保全における行政と市民の関係の変化

景観保全に関わる行政と市民との間の関係性の変化を合意形成、官民協働の視点から整理する。目的(2)と連動するため、必要が生じた場合は当初予定以外の都市・地区を対象に追加する

### (4) 景観の実態と変容

行政と市民による景観まちづくりの結果として生じる景観の実態、修理・修景や環境整備の事業による景観の変化を明らかにする。目的(2)と連動するため、必要が生じた場合は当初予定以外の都市・地区を対象に追加する

### (5) 「景観まちづくり史」研究の概念構築と体系化の考察

目的(1)から目的(4)までの研究成果を踏まえて、各視点から景観まちづくりの歴史を研究する意義を整理し、「景観まちづくり史」研究の概念と体系化を考察・検討する。今回は歴史的景観保全を主な対象とするため、さらに広い対象を扱う場合の課題や可能性、海外研究への展開可能性も検討して結論に加える。

## 3. 研究の方法

まず、研究の対象地について整理する。目的(1)に関して、国の法制度については、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画と景観法に基づく景観計画、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画を対象とした。また、自治体による条例・計画については、夜間景観の創出に関わる仕組みを研究対象とした。目的(2)については、当初から予定していた新宿区神楽坂を対象とした。さらに、神楽坂におけるプレ調査から、景観まちづくりの世代交代が現代的な課題として抽出できたことから、類似の課題に対する取り組みが見られた熊本市河原町を分析対象に追加した。目的(3)については、当初予定の福山市を対象とした。さらに、行政と住民の関係性に明確な変化が見られる事例が少ないことから、該当しそうな他事例を検証し、たつの市龍野町と新潟市信濃川沿川を事例に追加した。目的(4)については、当初から予定していた佐渡市宿根木、飛騨市古川、福山市を対象として検証を行った。さらに、規制とは異なる制度の活用や ICT を活用した取り組みが見られる事例を追加しようという意図から、小松市小松と京都市祇園新橋を事例に追加した。

次に、研究の方法について整理する。目的(1)から目的(3)については、制度や活動に関する記述がある文献やホームページ等の調査を行い、基礎的な情報を整理してから関係者に対するヒアリング調査を実施した。目的(4)については、検証可能な古写真の存在の有無に応じて異なる方法を採用した。佐渡市宿根木と飛騨市古川、京都市祇園新橋には検証可能な古写真が存在した

ため、これを用いた景観変容の分析を行った。一方、小松市小松と福山市鞆では検証可能な古写真に辿り着けなかったため、調査報告書に記載されている典型的な歴史的建造物の例や計画・制度に記載されている基準の内容などを拠り所として分析を行うこととした。目的(5)については、目的(1)から目的(4)で得られた結果を踏まえて、「景観まちづくり史」研究の概念と体系化に関する基礎的な情報の検討を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 行政による「景観まちづくり史」から見た研究の意義（目的(1)関連）

施行から20年が経過する景観法については、北陸甲信越地方の各自治体による景観計画の策定状況を調査した。その結果、山梨県では県の積極的な支援によって、県内のほとんどの自治体が景観行政団体に移行し、景観計画を策定済みであることがわかった。また、長野県の自治体は届出対象行為の設定や高さ規制などが詳細で、近隣自治体で類似傾向があることが明らかになり、都道府県ごとの特色が見られることがわかった。さらに、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画に関する調査では、初期に計画を策定した自治体のほとんどが1期10年の計画期間を終えて、2期目に展開している実態が把握できた。多くの自治体で1期目には空間整備に関する事業が行われ、2期目になるとソフト関連の事業が増加する傾向にあった。その中において高知県佐川町は特殊な事例で、2期目に展開することを見越し、1期目では歴史的景観の保全への意識情勢に重きを置くという工夫が見られた。また、歴史的風致維持向上計画と文化財保存活用地域計画の関係性については、双方が類似する枠組みを有するため、現場レベルで混乱が生じている状況が見られた。一方で、双方を策定している自治体は明確な棲み分けを行っており、文化財保存活用地域計画は文化財保護のマスタープランとして、歴史的風致維持向上計画は事業計画として捉えていることを明らかにできた。以上の研究から、行政による「景観まちづくり史」を研究することの意義として、「1.計画の展開において生じる各自治体の工夫が検証可能であること」と「2.新しい計画制度が登場したことによる変化への自治体の対応が検証可能であること」を挙げることができる。

##### (2) 住民による「景観まちづくり史」から見た研究の意義（目的(2)(3)関連）

住民による「景観まちづくり史」を研究することの意義として、「3.継続性という視点から景観まちづくりが有する課題を抽出可能なこと」と「4.継続性や世代交代という課題に対する各地区、各組織の工夫を検証可能なこと」の二つを挙げることができる。

景観まちづくりの継続性について、町並み景観の保全を目的とした市民活動の全国組織であるNPO全国町並み保存連盟では、年に1回開催する全国町並みゼミにおいて、過去に複数回の議論がなされている。景観保全の取り組みが開始してからある程度の時間が経過した地区で、普遍的に発生している全国的な課題として認識できる。本研究の分析対象地とした飛騨市古川でも、長らく景観まちづくりの世代交代が課題として認識されており、2023年度からはこれを解消するための取り組みが本格化した。このような課題の解決では、他事例における市民活動の経緯や当該地区の景観変容の中に答えを求める傾向があり、ここに住民による「景観まちづくり史」を研究する意義を見出すことができる。新宿区神楽坂では、NPO粋なまちづくり倶楽部が地域の伝統文化を活かしたまちづくりを20年間継続して展開してきた。この間に、NPO創設期の執行部から次世代の執行部へと世代交代に成功している。調査の結果、この背景には高頻度で開催するボランティア説明会や各種イベントを通じた次世代の育成と候補者の選出、候補者に対する計画的な引き継ぎがあることがわかった。一方、熊本市河原町の景観まちづくりも開始から20年が経過している。こちらは組織の継承ではなく、理念の継承による世代交代が行われている点が神楽坂とは異なる特徴である。当初は地域外の都市計画プランナーが先導する景観まちづくりであったが、その後、2回の変革期があって主体の世代交代が行われている。それぞれの世代交代において、前世代が行ってきたまちづくりの方針やルールは継承せず、景観まちづくりの理念のみを継承する点に特徴がある。これによって前世代の課題がアップデートされ、景観まちづくりの継続に繋がっていることがわかった。これらの事例からは、地区が置かれた状況や関係する主体の違いによって、景観まちづくりの継続性や世代交代という課題への対応策は異なり、様々な事例における検証の蓄積が必要という指摘が導出できる。この点も「景観まちづくり史」を研究する意義だと理解できる。

さらに、目的3については、鞆港の埋立架橋計画を撤回して重伝建地区の選定に展開した福山市鞆と高さ規制の実質的な緩和を巡って行政と市民の間で意見対立が生じた新潟市信濃川沿川、町並み景観に対する行政と住民の認識の乖離を長期間の官民協働を通して解消して重伝建地区の選定に至ったたつの市龍野を事例に検討を行った。龍野は官民協働によって長期間をかけて関係性を構築していった事例である。一方で、鞆と信濃川沿川の事例は、行政による大きな方針転換に対する住民の対応という側面がある。龍野とは異なり、鞆では長期間に及ぶ行政と住民の対立構造があったため、町並みの保存という共通の目標に転換したとしても課題の解決手法や優先順位に差異が生じ、完全な解決には至っていないという結論が得られた。一方、信濃川沿川では、行政と市民の対話から設定された高さ規制が、行政によって見直されることを契機として対立関係に転じている。これらの事例から考えられる「景観まちづくり史」研究の意義としては、行政または住民の景観に対する意識や取り組みは可変的であり、「5.景観まちづくりの可変性に対する行政または住民の対応策を検証できること」が挙げられる。特に、行政の変化に住

民の取り組みがどのように対応したかという視点から分析したほうが、上記の検証はしやすいと考えられる。

### (3) 景観変容から見た研究の意義（目的(4)関連）

古写真を用いた検証が可能だったのは佐渡市宿根木・飛騨市古川・京都市祇園新橋の3地区である。佐渡市宿根木では、重伝建地区内の修理・修景事業による色彩の変化を検証した。宿根木では2007年度に実施された重伝建地区の見直し調査の結果を踏まえて、修理・修景事業における外壁の塗装を、それまでの古色塗りから無塗装またはクリア塗装に変更している。本研究では、この方針転換から15年程度が経過した現状における外壁の経年変化を明らかにした。飛騨市古川における研究は、目的(2)において明らかになった世代交代という課題を解消するための手段としても活用されるものである。1960年代と80年代、そして現在の写真を比較することで、景観を構成する建築物の外観デザインの変化を明らかにし、所有者や施工業者へのヒアリング結果を加えて町並み景観を次世代に継承するときの住民の思いを可視化することに試みた。京都市祇園新橋では、メモリーグラフというツールを用いて、写真に写った景観の変化を容易に認識できるようにし、住民やまちづくり関係者の景観体験を提供して、その効果を検証するという研究を行なった。景観の変容は時系列で検討しないと実態を把握できない。景観変容から見る「景観まちづくり史」研究の意義は「6.複数時点の景観の変化を検証できること」が第一に挙げられると考えられる。

一方、古写真を用いることができなかった福山市鞆と小松市小松では、報告書や計画に記載されている典型的な建物の例や基準の文章を参照して変容を分析した。したがって、目的(1)との連動性が強いと考えられる。小松では、こまつ町家認定制度という仕組みによって新築物件も含めた建築物がこまつ町家としての認定を受けている。中には修理・修景が実施されているものもある。小松における調査・分析では、こまつ町家に認定される建築物の現状を評価し、改修の有無から修理・修景による外観変化を明らかにした。さらに、改修の実態を真正性という視点から検討した。以上より、景観変容から見る「景観まちづくり史」研究のもう一つの意義として、「7.景観の変化に影響を与える諸制度の実効性の検証ができること」を抽出することができる。

### (4) 「景観まちづくり史」研究の概念と体系化の考察（目的(5)関連）

以上、目的(1)から目的(4)の研究を通して、「景観まちづくり史」研究を行う意義として以下の7項目を抽出することができた。

1. 計画の展開において生じる各自治体の工夫が検証可能であること
2. 新しい計画制度が登場したことによる変化への自治体の対応が検証可能であること
3. 継続性という視点から景観まちづくりが有する課題を抽出可能なこと
4. 継続性や世代交代という課題に対する各地区、各組織の工夫を検証可能なこと
5. 景観まちづくりの可変性に対する行政または住民の対応策を検証できること
6. 複数時点の景観の変化を検証できること
7. 景観の変化に影響を与える諸制度の実効性の検証ができること

「景観まちづくり史」の研究では、漠然と景観まちづくりの歴史をまとめるのではなく、上記の意義1から意義7までのような明確な視点を設定することが大切だと考える。一方で、本研究から導出できた意義は、歴史的景観の保全を主たる対象として検証したものであるため、自然景観や市街地景観など、他の景観を対象とした活動に対する横断的な検証も必要だと考える。また、行政による法制度も住民によるまちづくり活動の取り組みも、国によっては様相が異なると考えられるため、海外において上記のような検証が可能か否かについても更なる調査が必要と考える。特に、韓国や台湾では日本のまちづくり活動と類似する活動が見られるため、同様の枠組での検証が可能だと考えられる。これらは今後の研究課題としたい。

また、「景観まちづくり史」研究の体系化については、行政と住民の取り組みはお互いに連動するものの、目的(3)の検証から住民を主軸に置いたほうが検証しやすいことがわかった。したがって、行政の取り組み・住民の取り組み・両者の関係性の変化・景観の変容を同列として扱うのではなく、住民による景観まちづくりの歴史とそれに伴う景観の変容を主軸に置き、行政の取り組みはそれを補完する副軸として扱うのが現段階では妥当な枠組になると考えられる。以上は、今後も事例を増やしながらか批判的な検証を重ねていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 高橋俊弥、松井大輔	4. 巻 57
2. 論文標題 高さ制限策定後の見直しに関する意見の変遷-新潟市信濃川本川大橋下流沿岸地区を対象として-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 1233 ~ 1240
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11361/journalcpj.57.1233	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 高橋俊弥、松井大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 信濃川本川大橋下流沿岸地区における高さ制限に関する意見の変遷	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会大会学術講演梗概集 都市計画	6. 最初と最後の頁 1209 ~ 1210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 西木浩志、松井大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 一般住宅を対象に含む町家認定制度による修理・修景事業の実態-石川県小松市のこまつ町家認定制度に着目して-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会大会学術講演梗概集 都市計画	6. 最初と最後の頁 1093 ~ 1094
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高橋彰、北本朝展、矢野桂司、佐藤弘隆、河角直美	4. 巻 62
2. 論文標題 景観写真のデジタルアーカイブと活用方法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本画像学会誌	6. 最初と最後の頁 23 ~ 34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11370/isj.62.23	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高橋彰、北本朝展、矢野桂司、佐藤弘隆、河角直美	4. 巻 22
2. 論文標題 京都の町並み保全・創造に関する地域学習へのメモリーグラフの適用性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会第22回建築教育シンポジウム建築教育研究論文報告集	6. 最初と最後の頁 49～56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山賀和真、阿部由香里、松井大輔	4. 巻 56
2. 論文標題 行政職員の業務時間外における保全型まちづくり活動への参加形態-新潟県内の自治体を対象として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 501～507
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11361/journalcpj.56.501	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮下拓也、松井大輔	4. 巻 56
2. 論文標題 歴史的風致維持向上計画の第一期から第二期への展開にみられる変化と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 1092～1098
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11361/journalcpj.56.1092	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宗利昌哉、高橋彰、安福健祐、阿部浩和	4. 巻 -
2. 論文標題 龍野伝統的建造物群保存地区における官民連携のまちづくりに関する研究	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和4年度日本建築学会近畿支部研究報告集	6. 最初と最後の頁 293～296
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村麻耶、松井大輔	4. 巻 58
2. 論文標題 景観行政団体による夜間景観に関わる面的な規制誘導に関する研究-住宅街における運用実績をもつ3自治体を中心に-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 都市計画論文集	6. 最初と最後の頁 1532 ~ 1538
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.11361/journalcpj.58.1532	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西木浩志、松井大輔、阿部由香里	4. 巻 30
2. 論文標題 非歴史的建造物を対象に含む町家認定制度における修理・修景の実態-石川県小松市のこまつ町家認定制度に着目して-	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本建築学会技術報告集	6. 最初と最後の頁 376 ~ 381
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aijt.30.376	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中村麻耶、松井大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 景観行政団体による夜間景観関連施策の実態-全国の策定状況と住宅街における運用に着目して-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本建築学会大会学術講演梗概集 都市計画	6. 最初と最後の頁 825 ~ 826
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋彰	4. 巻 9
2. 論文標題 景観写真のデジタルアーカイブの構築と地域学習への応用	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 愛知大学三遠南信地域連携研究センター紀要	6. 最初と最後の頁 62 ~ 65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋彰
2. 発表標題 景観写真のデジタルアーカイブの構築と地域学習への応用
3. 学会等名 第10回越境地域政策研究フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	高橋 彰  (TAKAHASHI Akira)  (40885464)	大阪大学・サイバーメディアセンター・特任助教（常勤）    (14401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------